## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

1 監査の実施期間

平成29年10月13日から平成29年11月26日まで

2 監査の対象

税務課

会計課

産業課

3 監査の事項及び範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行された事務事業とした。

ただし、時間外勤務時間については平成29年4月1日から平成29年9月30日までとした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかに主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

#### 第2 監査の結果等

各課についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

- (注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を 四捨五入とした。したがって合計額が一致しない場合がある。
  - 比率(%)は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位までとした。
  - 歳入における、収入率の算式は(収入額/調定額)×100である。
  - 歳出における、執行率の算式は(支払額/予算現額) ×100 である。

### 1 税務課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

収納管理部門、住民税部門、資産税部門の3部門で構成されている。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職員2人(課長1人、課長補佐1人)、一般職員12人(うち育休1人)、再任用職員1人、嘱託員1人、行政サポーター1人、臨時職員4人の合計21人である。

- ウ 歳入及び歳出については次のとおりである。(ただし、職員人件 費及び他課局所管分は除く)
  - (ア) 歳入(一般会計)
    - a 町税

収入額は2,780,002千円で収入率は54.2%である。

- (a) 町民税 収入額は891,566千円で収入率は46.5%である。
- (b) 固定資産税収入額は1,583,658 千円で収入率は56.8%である。
- (c) 軽自動車税 収入額は85,507千円で収入率は90.8%である。
- (d) 町たばこ税 収入額は80,742千円で収入率は100.0%である。
- (e) 都市計画税 収入額は138,529千円で収入率は56.8%である。
- b 使用料他
  - (a) 使用料及び手数料収入額は1,437千円で収入率は100.0%である。全額、徴税手数料である。
  - (b) 諸収入 収入額は12,288 千円で収入率は100.0%である。 全額、延滞金である。
- (4) 歳入(特別会計)
  - a 国民健康保険税収入額は225,101千円で収入率は23.3%である。
- (ウ) 歳出(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)
  - a 税務総務費支払額は60,456 千円で執行率は72.8%である。主なものは臨時職員賃金2,164 千円、過年度分町税還付金57,421 千円である。
  - b 賦課徵収費

支払額は11,196千円で執行率は25.4%である。

主なものは納付書等の郵送料 2,129 千円、滞納整理機構負担 金 1,382 千円、電算システム委託料 6,121 千円、滞納処分手 数料 706 千円である。

- エ 時間外勤務については月平均 1 人当たり 6.75 時間であった。(庁 内月平均 1 人当たり 18.89 時間)
- オ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等について は次のとおりである。(増減率は対前年度)
  - (ア) 町県民税について
    - a 個人町民税の納税義務者数合計は16,073人(増減率1.4%)であり、均等割のみを納める者1,536人(増減率1.9%)、均等割と所得割を納める者14,537人(増減率1.3%)である。
    - b 法人町民税の納税義務者数合計は平成 29 年 7 月 1 日現在で 777 社 (増減率△1.9%) であり、均等割のみは 418 社 (増減率△8.3%)、税割及び均等割は 359 社(増減率 6.8%)である。
  - (イ) 固定資産税について

実納税義務者数は 12,180 人(増減率 0.0%)、課税地積は 12,024,029 ㎡(増減率 $\triangle 0.1\%$ )、家屋は 2,815,282 ㎡(増減率 0.9%)、償却資産課税標準は 50,661,463 千円(増減率 1.6%)である。

- (ウ) 国民健康保険税について
  - a 本算定時の加入世帯数は医療及び支援は各々3,776 世帯(増減率△1.7%)、介護は1,745 世帯(増減率△6.4%)である。
  - b 本算定時の被保険者数は医療及び支援は各々6,439人(増減 率△4.3%)、介護は 2,136人(増減率△7.9%)である。
- (エ) 軽自動車税賦課状況について(増減率は対前年度)

平成 29 年 8 月 31 日現在における、軽自動車税の賦課合計台数は 13,490 台(増減率 1.2%)である。 賦課種別内訳は原動機付自転車(125cc以下)1,645 台、軽自動車(660cc以下)11,077台、小型特殊自動車 321 台、二輪の小型自動車 447 台である。

(オ) 口座振替利用状況について(増減率は対前年度)

税種別の第 1 期納期限時における利用状況は、町民税 2,016 人(増減率 $\triangle$ 3.8%)、固定資産税・都市計画税 7,951 人(増減 率 0.5%)、軽自動車税 6,173 人(増減率 $\triangle$ 0.5%)、国民健康保 険税 2,075 人(増減率 $\triangle$ 5.5%)である。 カ 収納率向上及び滞納対策に対する取組み状況について

- (ア) 納税環境の整備
- (イ) 滞納整理の効率化
- (ウ) 未納の早期解消
- (エ) 困難案件の徴収
- (オ) 基礎研修及び専門研修
- (2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

- 2 会計課
  - (1) 事務事業の概要
    - ア 課内組織

会計部門のみである。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職(課長)1人、一般職員2人、再任用職員1人の合計4人である。

- ウ 事務事業の執行状況 (歳出) については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)
  - (7) 会計管理費
    - a 出納管理事務費

支払額は170千円で執行率は9.2%である。

主なものは印刷製本費 59 千円、電算処理委託料 86 千円である。

エ 時間外勤務については1人当たり14.98時間であった。

(庁内平均 18.89 時間)

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務について意見事項を除いて、おおむ ね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われ ている。

(3) 意見

登録備品については物品出納員(会計管理者)から物品分任出納員(各課局長)へ備品の現物確認を毎年1月に実施し、3月下旬までに物品出納員へ報告するものとしているが、本年度の指定管理者監査において現物が無いにも関わらず備品点検表では有りとなっている例があった。

物品出納員(会計管理者)は物品分任出納員(各課局長)に対し、 指定管理者施設内の町所有備品についても指定管理者任せにせず、現 物確認を徹底するよう指導されたい。

### 3 産業課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

農政部門、商工観光水産部門の2部門で組織されている。

イ 職員人数等は次のとおりである。

管理職2人(課長1人、課長補佐1人)、一般職員8人、臨時職員4人の合計14人である。

- ウ 事務事業の執行状況については次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課所管分は除く。)
  - (ア) 一般会計(歳入・使用料他)
    - a 使用料及び手数料 収入額は1,417千円で収入率は88.3%である。
      - (a) 農林水産使用料 収入額は183千円で収入率は81.9%である。 全額、水産使用料・漁港施設使用料である。
      - (b) 商工使用料 収入額は1,234千円で収入率は100.0%である。 全額、観光使用料で内訳は観光施設使用料 1,232 千円、 公有財産使用料2千円である。
      - (c) 県支出金 収入額は397千円で収入率は100.0%である。 全額、権限移譲事務交付金である。
  - (イ) 一般会計(歳出)
    - a 労働諸費 支払額は 2,286 千円で執行率は 67.7%である。
      - (a) 雇用対策費 支払額は286千円で執行率は34.8%である。 主なものは職業訓練校補助金285千円である。
      - (b) 労働福祉費 支払額は 2,000 千円で執行率は 78.4%である。 全額、小規模勤労者福祉推進事業費補助金である。
    - b 農業委員会費

支払額は1,557千円で執行率は37.8%である。

(a) 農業委員会運営費

支払額は1,540千円で執行率は38.9%である。

主なものは農業委員会委員報酬 889 千円、需用費 421 千円、県農業会議負担金 202 千円である。

c 農業総務費

支払額は818千円で執行率は84.1%である。

主なものは静岡県中部農業共済組合負担金他 (3件) 722 千 円である。

d 農業振興費

支払額は1,766千円で執行率は6.9%である。

(a) 農業振興費

支払額は1,764 千円で執行率は8.6%である。 主なものは農業経営振興会補助金1,700 千円である。

e 畜産業費

支払額は10千円で執行率は9.0%である。

- f 農地費
  - (a) 土地改良事業費

支払額は4,519千円で執行率は20.5%である。

主なものは大井川土地改良区負担金4,507千円である。

g 林業総務費

支払額は3,494千円で執行率は42.4%である。

- (a) 松くい虫防除事業費 支払額は 2,920 千円で執行率は 68.7%である。
- (b) 保安林等保護環境整備事業費 支払額は574千円で執行率は14.4%である。
- h 水産振興費

支払額は608千円で執行率は11.2%である。

- (a) 水産振興費
  - 支払額は196千円で執行率は4.0%である。
- (b) 地域栽培推進事業費

支払額は412千円で執行率は88.2%である。

主なものは榛南地域栽培漁業推進事業費負担金 362 千円である。

i 漁港管理費

支払額は 2,612 千円で執行率は 0.7%である。

主なものは大幡川水門及び津波・高潮防災ステーション電気料 462 千円、住吉地区海岸駐車場出入口管理業務委託料 211 千円、設計積算システム賃借料 284 千円、静岡県漁港漁場協会負担金 1,207 千円である。

# j 商工総務費

(a) 消費生活費

支払額は57千円で執行率は4.1%である。

k 商工業振興費

支払額は1,352千円で執行率は0.5%である。

主なものは商工業振興事業費補助金1,000千円である。

1 観光費

支払額は7,030千円で執行率は21.5%である。

(a) 観光振興費

支払額は6,583千円で執行率は21.6%である。

主なものは臨時職員賃金 1,691 千円、観光施設電気使用料他の需用費 1,341 千円、能満寺山公園周辺清掃管理業務他の役務費 1,685 千円、第 33 回凧揚げまつり運営委託料720 千円、小山城・資料館警備保障業務委託料359 千円、県観光協会負担金347 千円である。

(b) 観光PR事業費

支払額は448千円で執行率は21.1%である。

主なものは能満地山公園夜桜ライトアップ照明機器設営・撤去手数料 248 千円等である。

エ 時間外勤務については1人当たり月平均42.97時間と庁内で1番目に多かった。(庁内1人当たり18.89時間)

#### (2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務はおおむね適正に、経営に係る事業 の管理においてもおおむね合理的に行われている。